

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

余裕教室を活用した子育て支援計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

橋本市

3. 地域再生計画の区域

橋本市の区域の一部（境原小学校区）

4. 地域再生計画の目標

（1）地域の概要

本市は、和歌山県の北東端に位置し、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市と接しており、市域面積は130.31平方km²で、和歌山県の約2.8%の面積を占めている。本市の中央部には紀の川が東西に流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっている。

この地域では遺跡の発掘により縄文時代の昔から人々の営みが行われていることが確認されており、平安時代以降は高野山への参詣口として栄えていた。伊勢街道と高野街道が交差する交通の要衝として、また、近代は地方物産の集散地として商業地が形成された。昭和50年代に入ると大阪市、和歌山市、奈良市から約40～50km圏内ということもあり、ベッドタウンとして大規模住宅開発が行われ、全国でも有数の人口急増都市として発展してきた。

しかしながら、都心回帰の進行もあり人口は平成11年をピークに減少に転じており、今後も減少していくことが予想される。少子高齢化や人口減少は、労働力の減少、子どもの自立・社会性の減退、地域社会のコミュニティ低下が懸念されており、本市も対応施策を迫られ、「橋本市次世代育成支援行動計画」に基づき総合的な子育て支援の強化を図っているところである。

（2）計画の目標

本市では少子化、核家族化の進行及び女性の社会進出による共働きの増加により家庭の子育て機能の低下が問題視されており、子育て支援の充実が必要不可欠な施策である。橋本市長期総合計画では、まちづくりの基本目標の一つとして「健やかで安心して暮らせるまちづくり」を位置づけ、次代を担う子どもを安心して健やかに育てることのできる環境の充実を進めるものとしている。

目標を実現する一つの施策として子育て環境の整備があり、母子保健活動や出

産・子育てに関する学習機会や相談・指導の充実、子育てサークルの育成、学童保育の充実などに取り組んでいる。

本市の学童保育の環境整備は平成5年から始まり、現在では市内全小学校14校のうち10校で開設され、学童保育施設の利用児童数も増加傾向である。学童保育施設を市で設置し、運営については小学校の保護者及び指導員で構成する運営委員会が運営を行っている。

しかしながら、学童保育施設の未設置の小学校においては、施設設置済みの小学校へ転出するケースもあり、未設置の学校区内の地域のコミュニティの低下が見受けられる。

学童保育施設の整備にあたっては、安全な場所である学校敷地内において設置を行ってきているが、経済不況の影響もあり市の財政が逼迫している状況下で、学童施設を新設することは困難な状況である。よって教育運営に支障のない限りにおいて、小学校の余裕教室を利用することが最善の方法であると考えられる。

そのため、「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置を活用し、学校の余裕教室を学童保育施設として転用する。転用により、共働き家庭の子育て支援を行い、女性が安心して社会に進出する環境を整え、男女共同参画社会の実現による地域活性化を図る。また、学童保育施設の運営にかかる指導員等の雇用創出による地域活性化を図るものである。

○目標を示す具体的な数値

①学童保育施設利用者

平成 26 年 3 月末 15 名

②新たな雇用者数

平成 26 年 3 月末 4 名

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

学童保育施設の充実を図るため、学童保育施設が未設置の小学校区について、小学校の余裕教室を学童保育施設として転用する。今回はそのうち境原小学校区を対象とする。運営団体は小学校の保護者会及び指導員が行うため、地域、学校、市が連携・協力し、社会全体で子育て支援を行うことができる。指導員については、放課後児童健全育成事業の中で資質向上のため研修を行い、高質な児童健全育成に努める。

また、子育てについての講座の開催や、教育環境支援プロジェクトとして和歌山大学と連携し、コミュニティづくり・教育環境の向上を図るなど、ソフト面と併せた子育て環境整備を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】 A0801

【名称】 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

小学校の余裕教室を有効利用するため、学童保育施設として部分転用する。

なお、市が施設を設置し、学校の保護者及び指導員からなる運営委員会が運営する。

■施設名 境原地区学童保育所（仮称）

■場 所 境原小学校 南棟 余裕教室 1教室 63㎡

(3) 支援措置の適用要件

- ①廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請すること。

廃校校舎等の補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

- ②廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して 廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力をして進められる事業内容であること。）。

小学校の余裕教室を学童保育施設として転用し、運営は小学校の保護者会及び指導員が行うことにより、学校と地域、市が連携して子育て支援の充実を図ることができる。それにより、地域交流の活性化、指導員の雇用創出を行うことを目標としている。

- ③地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること。

学校の余裕教室を利用することで、学童保育施設への移動も同学校施設内にあるため子育て環境の安全性・教育環境の確保ができる。また、本市では厳しい財政運営のなか財政健全化にむけて行財政改革に取り組んでおり、既存施設の活用が不可欠である。

- ④同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

境原小学校の余裕教室を学童保育施設（橋本市設置）として無償により転用する。

- ⑤余裕教室・学校用地を利用する場合にあっては、当該学校における教育に支障のない利用内容であること。

児童数の将来推計では、ほぼ横ばいの傾向であり、現在、余裕教室も生じている。児童数が仮に増加した場合でも活用できる教室もあることから、学校用のスペースには支障はない。また、学童保育施設の保育時間は、学校の授業終了後の放課後であること、学童保育施設の運営規約により適切な管理運営を義務付けることにより教育上・管理運営上支障はない。

5-3 その他の事業

該当無し

6. 計画期間

認定の日から平成 26 年 3 月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本計画の策定主体である当該地方公共団体が必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し